

番 号
年 月 日

北海道知事 様

(氏 名)

年度農地中間管理機構事業費補助金の交付決定前着手届について

北海道農地中間管理機構事業等補助金交付事務取扱要領第 4 の 1 の規定に基づき、下記の条件を了承の上、交付決定前に着手したいのでお届けします。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間においては、事業内容の変更はないこと。

区 分	事 業 費 (千 円)	着 手 年 月 日	完了予定 年 月 日	理 由

番 号
年 月 日

北海道知事 様

(氏 名)

年度遊休農地解消緊急対策事業費補助金の交付決定前着手届について

北海道農地中間管理機構事業等補助金交付事務取扱要領第4の1の規定に基づき、下記の条件を了承の上、交付決定前に着手したいのでお届けします。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間においては、事業内容の変更はないこと。

区 分	事 業 費 (千 円)	着 手 年 月 日	完了予定 年 月 日	理 由

納 税 対 応 状 況 申 出 書

年 月 日

北海道知事 様

補 助 事 業 者 (団体等名及び代表者氏名)

納 税 対 応 (予 定)		該 当 項 目
1	免税事業者	
2	簡易課税制度適用者	
3	一般事業者	
	(1) 課税売上高が5億円以下かつ課税売上割合が95%以上	
	(2) 課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満	
	ア 一括比例配分方式	
	イ 個別対応方式	
	(ア) 課税売上対応	
	(イ) 共通売上対応	
	(ウ) 非課税売上対応	
4	公共法人等で特定収入割合5%を	超える
		以下

注1 この様式は、補助金等交付申請書提出の際に提出すること。ただし、申請時に3及び4に○印を付けた者については、該当の有無について明らかになった時点で再度提出(3のうち(2)のイの(ウ)以外の者を除く。)すること。

2 1又は2に該当する者は、3及び4の記載は不要。

3 1又は2に該当する以外の者が4の「特定収入割合5%以下」の場合は、3の該当事項にも記載すること。

北海道知事 様

補助事業者名
(団体等名及び代表者氏名)

補助金に係る消費税仕入控除税について

年 月 日付け(記号)第 号指令で補助金の交付決定を受けた農地中間管理機構事業について、北海道農地中間管理機構事業等補助金交付事務取扱要領第5の3の(11)の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

1	補助金の確定額	金	円
2	補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3	消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4	要補助金返還相当額(3-2)	金	円

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は全ての構成員分を添付すること。

- ・ 消費税確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- ・ 付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・ 3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料を併せて提出すること)
- ・ 事業実施主体等が消費税法(昭和63年法律第108号。以下同じ。)第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

※ 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期を記載

申告予定時期 年 月

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

--

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は全ての構成員分を添付すること。

- ・ 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・ 新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・ 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・ 事業実施主体等が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

注1 この報告書には、3の金額の内訳を記載した書面（別紙「補助金に係る消費税等仕入控除税額の内訳」）を添付すること。

北海道知事 様

補助事業者名
(団体等名及び代表者氏名)

補助金に係る消費税仕入控除税について

年 月 日付け(記号)第 号指令で補助金の交付決定を受けた遊休農地解消緊急対策事業について、北海道農地中間管理機構事業等補助金交付事務取扱要領第5の3の(11)の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

1 補助金の確定額	金	円
2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4 要補助金返還相当額(3-2)	金	円

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は全ての構成員分を添付すること。

- ・ 消費税確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- ・ 付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・ 3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料を併せて提出すること)
- ・ 事業実施主体等が消費税法(昭和63年法律第108号。以下同じ。)第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

※ 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期を記載

申告予定時期 年 月

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

--

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は全ての構成員分を添付すること。

- ・ 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・ 新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・ 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・ 事業実施主体等が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

注1 この報告書には、3の金額の内訳を記載した書面（別紙「補助金に係る消費税等仕入控除税額の内訳」）を添付すること。

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

補助事業者 様

所在地

商号又は名称

代表者の役職及び氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について現在、農林水産省の機関及び北海道から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- (注) 1 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。
- 2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局、農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター並びに国土交通省北海道開発局をいう。
- 3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関及び北海道から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。
- なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。